

## 市民が生きやすい社会を創るために —多文化共生と子どもの人権—

### 1 研究テーマ設定の経緯

大都市・川崎市に生きる人々にとって、目まぐるしく変わる時代と、おびただしい情報が氾濫する時代の中で、自分らしく生きていくことは容易なことではないと実感している人々は少なくないと思います。市民一人一人が自分らしく生きていくうえで、最も基本的なことは、一人一人の人間としての権利が保障されていくことです。大都市・川崎市には、じつに多様性に富んだ人々が生きています。そういう一人一人の個性や文化を大切にしながら、親しみの持てる人間関係を形成していく、そういう取組が重要であると実感させられています。

私たち・社会教育に携わる者は、こうした取組を担う責務があると自覚しています。そんな私たちにとって、ヘイトスピーチが川崎区桜本地区に向けて行なわれたことは、人権の根幹に係る重要な問題として受け止めました。そこで、社会教育の立場から市民の人権学習のあり方についての研究協議を進めることにしました。川崎市は多文化共生の地域社会作りを進めてきた自治体です。その川崎でヘイトデモやヘイトスピーチが行われてきたのですから、その経緯やこれを解消するには社会教育の側からどのようなアプローチが可能かについて研究協議をしてきました。

それとともに、大都市・川崎の子ども・若者が育っていく過程において、身近な生活空間に居場所を作っていく課題について探究してきました。生活の場の地域に、自分自身を受け止めてくれる人間関係があり、自分が居心地の良さを実感できる、そういう社会のあり方について探究をすすめできました。

大都市・川崎の発展の一方で、差別・貧困の問題が社会生活の中にむき出しになっています。それとの関連で、とくに子どもの人権は深刻な問題になっています。そのため、乳幼児から高校生まで、子どもたちの年齢に応じた社会教育の支援について検討してきました。あわせて、その親たちが、社会的な孤立、貧困、といった根深い問題を抱えている場合、社会教育の活動で何が求められているのかを検討してきました。その基本は、地域につながりを創り、住民どうしの協働の営みを広げていくことであり、そのための拠り所を創っていくことが大切と考え、そのためには手がかりを得るための施設を探ってみました。

探っていく中で、社会教育に関連した部署が、さまざまな取組を行っていることをあらためて確認することができました。差別・人権にかかる学習活動や、多文化共生に向けた社会教育活動は、長い歴史の伝統がありました。今後、こうした実践をさらに一層充実発展させていくための取組や、またその条件について検討しました。

## 2 グループ別協議の内容と提言

社会教育の推進に大きな役割をもつのは、「市民館」です。それとともに、地域ごとに設置されている「こども文化センター」に着目しました。それらとともに、川崎市には独自に設置されています「ふれあい館」についても光を当てることにしました。こうした施設の持ち味が発揮され、子ども世代だけではなく、すべての市民が「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送る」（「かわさき教育プラン」の基本理念）ことにつながっているものと受け止め、それら施設間の交流・連携を図っていくことが大変重要なことであり、それによって、孤立する地域社会から、つながり、絆のある地域社会を創ることになると考えました。

### （1）人権グループ「人権が守られる地域社会に向けて」

川崎市において、ヘイトスピーチ問題を社会教育での取組を検討してみると、「ふれあい館」の設立とその事業の取組が注目されます。外国人市民に対する差別を許さないという立場を堅持し、関係する取組が重ねられてきた歴史があります。なかでも桜本地区は社会教育施設である「ふれあい館」を軸として、外国人市民との共生のまちづくりが展開してきました。この実績を振り返るとき、行政とこの地域でまちづくりの実績を重ねてきた青丘社という民間団体と、それに地域住民が協力してきたことが大きな力になっていたと思われます。

また、外国人市民代表者会議に見られるように外国人の人権施策を早くから実施してきました。さらに、市民館等を通じて、平和の問題や人権についての学習が取り組まれてきました。こうした実績は、川崎市という自治体が市民、教育関係者と協力してきた結果であり、今後とも、こうした取組を盛り上げ、ヘイトスピーチを生み出さない環境を築いていかなければなりませんと考えます。そのため、次のような取組に力を入れていくことを求めます。

- ①川崎市がまとめたガイドライン施行を受けて、ヘイト行為禁止条例の早期実現が望れます。  
同時にインターネット上のヘイト行為の解消も重要な課題です。
- ②人権啓発の講演、冊子の発行、広報、マスコミへの働きかけなど、市民にアピールする取組が必要です。
- ③市民館をはじめとする教育機関を通しての人権教育の実施、外国人との共生についての理解を深めるべく学習内容や方法を深めるための多くの市民の参画を期待します。
- ④「ふれあい館」との交流を広げ、共生についての理解を深めていくことを期待します。
- ⑤外国人との文化交流を図り、双方の文化を理解し、友好を深めるべく、人権教育、外国人との共生について、市職員の認識のレベルアップを図ることも必要です。

## (2) 子どもグループ「子どもを支える社会教育と地域のあり方－社会教育と福祉をつなぐ－」

川崎市には、58 の「こども文化センター」が設置されています。こども文化センターが、今後、積極的に子どもの居場所や地域づくりの拠点としての可能性を探求していくことを検討しました。そのため、全こども文化センターへアンケート調査をしました。

さらに、「さくら乳児院・児童家庭支援センター」と、「ふれあい館・こども食堂」と、「西中原中学校夜間学級」にも注目し、乳幼児から高校生世代までの生活課題や発達課題に応じた取組の必要性を探査しました。なお、「川崎市子ども会」、「川崎市地域教育会議」、「地域の寺子屋」といった、現在取り組まれている子ども向けの取組にも着目しました。

「子どもの貧困」や「子育ての困難」について、社会教育への期待や役割を担うためには、どの施設においても、地域の人々が出会い、活動を共にし、お互いの価値観を尊重しあうという、社会教育的な人々のつながりのあり方が必要です。そういう実践を社会教育に関連した施設において展開していくことが必要です。

一方、市民館はこれまでにも現代的な課題に踏み込んだ講座を実施してきました。それによって、新しい人々のつながりを作ってきた実践があります。それゆえ、市民館が「子どもの貧困」や「子育ての困難」にむけて果たしていく役割と、こども文化センターとの協働の可能性を探査していくことが求められていると考えます。

こうしたこども文化センターをはじめとする施設間連携をすすめることで、子どもの人権や地域の居場所づくりの取組を進めていくことを期待します。

①赤ちゃんにも、人権があることを広く啓発していくとともに、孤立した親や家庭を支援する地域ネットワークを早急に立ち上げることが求められています。

②地域の人とつながる場を増やす取組みをするとともに、できるところから始めることが必要です。

③外国籍学生の日本語・識字を取得するために市民館等社会教育施設の出張学級も検討することが求められています。

④川崎市の貴重な地域の居場所として、こども文化センターと老人いこいの家を積極的に位置づけ、それら施設との連携が必要です。市民館の出張講座などの協働事業と、地域住民による積極的な施設の活用と関わりを創っていくことが必要です。

⑤必要とする人に届けるために、関係者が一堂に会し情報を共有し発信していくために、行政部局の垣根を超えて、子どもの人権・貧困にかかわる支援の輪を広げていくことが必要です。

### 3 まとめ

すべての世代・境遇・性別・所属のそれぞれにあまねく人権があり、それが保障されるべきです。それによって、はじめて、人間として、生き生きとした人生を送ることにつながっていきます。そういう権利がすべての市民に実感できるよう、社会教育の果たす役割は大きいものがあります。

川崎市は、子どもが育つ地域社会をめざして、こども文化センターという地域拠点を創造しました。そこでの豊かな子育て文化を形成してきた歴史を持っています。したがって、そういう先進性の伝統が、今日、どのように継承され、かつ、今後、持続した取組していくかが課題になっていると思われます。そこでの困難な壁は何かを探り、条件づくりの取組が必要です。

その第一は、社会教育との接点をしっかりと持ち続けていた子育て、多文化共生、差別・人権、地域文化、地域自治、国際理解など、じつにさまざまな分野が、個別の専門行政分野を獲得し、その結果、行政の中のいわゆる「タテワリ」が大きな壁の一つではないかと考えます。したがって、この大都市・川崎の行政を大きく特徴づけている行政組織のそれぞれの固有性を維持しつつ、それらとの関連において、共通する課題を共有し、共に手を携えて取り組む体制づくりが必要です。

「社会教育」「生涯学習」の課題という一致点にたどり着くよう、関連部局への働きかけが必要です。社会教育の課題が、他分野との連携・協働を必然とする必要があります。そのため、行政分野の垣根を少しでも低くして、手を携える体制づくりを期待します。それが、市民生活に結びついた社会教育を創りあげることにつながるものと確信します。

もう一つ、行政区にわずか一つの市民館という社会教育施設の体制にかかる解決すべき課題です。差別・人権、子どもの貧困に立ち向かう社会教育の固有の課題は、市民の地域参加を促し、地域のつながりを創り出していくきめ細かい社会教育の活動を創り出していくことです。それには、現行の市民館の体制だけでは、容易なことではありません。

そこで、身近な生活空間に広がるこども文化センターなどの地域文化・学習施設と市民館との連携を推進していくことを提起したいです。この背景には、身近なところへの子ども・若者の「居場所」への期待です。差別・人権にかかる活動や、子どもの人権や貧困にかかる話題は、特別なことではありません。日常の中にある課題を掘り下げていくと、そういう問題に向き合う必要が出てきたからにはかなりません。

地域の社会教育活動の基本は、地域の人々が出会い、活動を共にし、お互いの価値観を尊重しあうという営みを創り出していくことです。そのために、市民館がこれまで積み上げてきた実績を継承していくとともに、さらに、これからは、きめ細かい取組を創出していくために、「こども文化センター」との協働の可能性について今後とも検討を加え、川崎市の社会教育体制を創造していくことにいたします。

---

【発行】平成30（2018）年3月

【問合せ先】川崎市教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習推進課

住所：川崎市川崎区宮本町6 電話：044(200)3303 FAX：044(200)3950

この報告書の全文は、平成30年4月27日(金)以降に「川崎市ホームページ」で閲覧することができます。

川崎市社会教育委員会議報告書 